

立川市公衆便所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市公衆便所条例の一部を改正する条例

立川市公衆便所条例（昭和38年立川市条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
立川市立川駅南口公衆便所	立川市柴崎町3丁目2番1号	立川市立川駅南口公衆便所	立川市柴崎町3丁目2番1号
.....略.....略.....	立川市立川駅北口公衆便所	立川市曙町2丁目2番28号

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。